

宮古都市計画「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」



平成22年3月

沖 縄 県

宮古都市計画「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」 目次

I	はじめに	1
1.	目的	1
2.	都市計画区域の範囲及び規模	4
3.	目標年次	4
II	都市計画の目標	5
1.	都市の将来像	5
2.	人口・産業の規模	8
3.	現状と課題	8
4.	都市づくりについて	10
	将来都市構造附図	13
III	区域区分の方針	16
1.	区域区分の有無	16
IV	主要な都市計画の決定の方針	17
1.	土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針	17
2.	都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針	19
3.	市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針	21
4.	都市環境に関する主要な都市計画の決定の方針	22
5.	都市防災に関する主要な都市計画の決定の方針	26
	方針附図	27
V	将来像の実現に向けて	28

I はじめに

1. 目的

我が国の都市をめぐる社会経済状況は、人口減少・超高齢社会の到来、地球環境問題の高まり、産業構造の転換、厳しい財政的制約、交通・情報通信ネットワークや車社会の進展等に伴う生活圏の広域化など大きく変化しています。また、国民意識は、社会資本の量的充足に伴って変化し、地球環境問題や行政コストの削減等への対応の必要性が高まるとともに、安心・安全な地域コミュニティの確保、質の高い住まい方、自然環境や良好な景観の保全・創出といった、ゆとりや潤いを重視するようになりました。

都市計画においても、まちづくり三法（都市計画法、大規模小売店舗立地法、中心市街地の活性化に関する法律）の見直し、景観法及び地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律の制定など、近年のまちづくり及び街並み・景観に対する関心の高まりに応じて様々な動きがみられます。

このように、我が国は、都市へ人口や機能が集積する都市化社会の時代から、国民の大部分が都市で生活する安定・成熟した都市型社会の時代へ移行しつつあります。

一方、全国の人口が減少局面に入るなか、本県はこの先 20 年程度人口増加が見込まれるとともに、世帯分離の傾向が今後も続くこと見込まれることから、既成市街地の再整備等の都市型社会の課題だけでなく、無秩序な市街化抑制等の都市化社会の課題にも引き続き対応する必要があります。

また、本県では、昭和 47 年の本土復帰以降、本土との格差是正を基調として社会資本の整備を進め、一定の成果を上げてきた反面、このような整備の過程で沖縄の個性や魅力を失ってきたという指摘もあります。本県の自立かつ持続的な発展のためには、これまでのキャッチアップ型から、沖縄の特性を十分に発揮したフロンティア創造型への政策転換を進めなければなりません。

したがって、それぞれの都市圏において、長い歴史に培われた伝統や文化など地域固有の資源を見つめ直し、住民と一体となって品格のある個性的な都市づくりを進めるとともに、各都市圏が相互に連携して、適切に役割を分担し、本県の将来像「平和で安らぎと活力のある沖縄県」を効率的に実現することが重要と考えられます。

以上のことから、本県においては、次の共通理念と基本姿勢を柱として都市づくりを進めていきます。

●共通理念

「我した島沖縄の特色あるまちづくり」

●基本姿勢

「参画と責任」～地域の歴史・自然・文化をいかし、住民主体の都市づくり

「選択と集中」～重点的・戦略的な施策を推進し、快適で潤いのある都市づくり

「連携と交流」～都市機能相互の連携を重視し、交流を促進する都市づくり

宮古都市計画「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」は、このような共通理念と基本姿勢に基づき、海に育まれた独立性の高い島しょ都市という地域特性を最大限活かし、おおむね 20 年後の将来の姿を住民と共有し、その将来像実現のための方向性を明確にするものです。

なお、宮古都市計画区域においては、平成 17 年 10 月に平良市、城辺町、下地町、上野村及び伊良部町の合併により宮古島市が誕生したことから、都市計画区域外である伊良部地域の将来的な編入を見据え、一体的・総合的な都市計画の展開が重要です。

共通理念と基本姿勢の考え方（概要）

■ 沖縄県の将来像

「平和で安らぎと活力のある沖縄県」

■ 基本姿勢

「参画と責任」 「選択と集中」 「連携と交流」

■ 共通課題

<p>【県レベル】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域特性を生かした個性豊かな都市づくり ・住民参加を促す枠組みづくり 	<ul style="list-style-type: none"> ・既存の社会資本の蓄積を有効活用した持続可能な都市づくり 	<ul style="list-style-type: none"> ・適切な役割・機能分担をした都市づくり
<p>【圏域レベル】</p> <p>都市構造・土地利用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・長い歴史に培われた伝統や文化を継承する既成市街地の活力向上 <p>都市交通・都市環境</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個性あふれる自然環境や品格のある都市景観の保全・創出 <p>都市計画の体制</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民や民間企業、NPOとの連携、協力体制の構築 	<p>都市構造・土地利用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害に強い市街地の形成 ・都市経営効率化を図るための市街地拡散の抑制 <p>都市交通・都市環境</p> <ul style="list-style-type: none"> ・既存の社会資本の適切な維持、管理と有効利用 	<p>都市構造・土地利用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都市機能の偏在を解消する都市構造の再編 <p>都市交通・都市環境</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道路網の体系的整備と公共交通機関への転換促進 ・地域連携や地域づくりが促進される社会基盤整備

■ 共通目標

○地域の歴史・自然・文化をいかし、住民主体で創る都市 「我した島沖縄の」	○重点的・戦略的な施策を推進し、快適で潤いのある都市 「特色ある」	○都市機能相互の連携を重視し交流を促進する都市 「ゆいまーるのまちづくり」
---	--------------------------------------	--

■ 共通理念

我した島沖縄の特色あるまちづくり

2. 都市計画区域の範囲及び規模

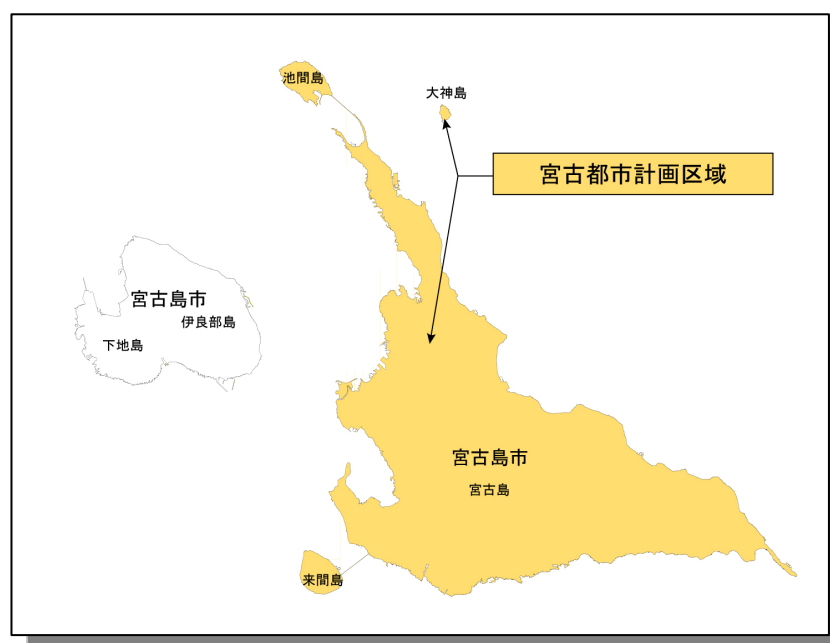
宮古都市計画区域（以下、「本区域」という。）の範囲は、伊良部地域を除く宮古島市の全域とします。

なお、伊良部地域については、架橋建設等の動向を踏まえ、都市計画区域の指定を検討します。

区 分	市町村名	範 囲	面 積
宮古都市計画区域	宮古島市	伊良部地域を除く 行政区域の全域	約 16,513 ha
都市計画区域の指定 を検討する区域	〃	伊良部地域	約 3,920 ha

資料：平成17年 国勢調査

■策定区域図



3. 目標年次

平成17年を基準年とし、都市の将来像、都市づくりの理念及び将来の都市構造は、平成37年を想定して方針を策定します。

区域区分の有無、主要な都市施設の整備等は、上記方針のもとに平成27年の姿として策定します。